

○国東市B&G海洋センター条例施行規則

平成18年3月31日
教育委員会規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市B&G海洋センター条例(平成18年国東市条例第115号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員及び職務)

第2条 所長及び必要な職員は、国東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

2 所長は、上司の命を受けて国東市B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受けて海洋センターの事務を処理する。

(所長の専決事項)

第3条 所長は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(1) 海洋センターの施設、設備、器具等(以下「施設等」という。)の利用の許可及びその取消しに関すること。

(2) 職員の事務分担に関すること。

(3) 海洋センターの事業の実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(休館日)

第4条 海洋センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

(利用期間等)

第5条 海洋センターの利用期間及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、季節その他の事情により教育委員会は、これを変更することができる。

(利用の許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定により海洋センターの利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、B&G海洋センター利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可の申請の受付期間は、利用しようとする日の属する月の

前月の初日から利用しようとする日の7日前までとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第7条 教育委員会は、海洋センターの利用を許可したときは、B&G海洋センター利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免の申請)

第8条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめB&G海洋センター使用料減免承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、B&G海洋センター使用料減免決定通知書(様式第4号)を交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 降雨等のため利用できなかった場合

(2) 利用前に利用の許可を取り消し、又は変更の申出があり教育委員会がその理由を認めた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、所長が禁止し、停止し、又は取り消すことを必要と認めた場合

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、B&G海洋センター使用料還付申請書(様式第5号)にB&G海洋センター利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(運営計画)

第10条 所長は、海洋センターの適正かつ能率的な運営を図るため、毎年運営計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 運営の重点に関する事項

(2) 事業の年間実施及び計画に関する事項

(3) 経費の経理計画に関する事項

(4) 職員の職務分掌に関する事項

(5) 施設等の整理に関する事項

(6) 火災事故その他非常事態の措置計画の概要に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要があると認める事項

(指定管理者に係る読替え)

第11条 条例第14条に定める指定管理者が海洋センターの管理に関する業務を行う場合は、第6条、第7条及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指

定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「国東市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号及び様式第4号中「国東市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

(令2教委規則7・追加)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

(令2教委規則7・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(令和2年3月30日教委規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 国東市国見B&G海洋センター

施設	利用期間	利用時間
体育館	通年	午前9時から午後10時まで
プール	おおむね5月下旬から9月下旬まで	午前9時から午後9時まで
艇庫	通年	午前9時から日没まで

2 国東市武蔵B&G海洋センター

施設	利用期間	利用時間
体育館	通年	午前9時から午後10時まで
艇庫	通年	午前9時から日没まで

様式第1号(第6条関係)

B&G海洋センター 利用許可申請書

年 月 日

国東市教育委員会 様
国東市 B&G海洋センターの利用について、次のとおり許可くださるよう申請します。

申請者 (主催者)	氏 名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名) (代表者氏名)					
利用責任者 (連絡先)	氏 名					
	住 所 〒 市・町・村					
	電話番号 携帯番号					
利用目的	☐ 練習 競技名()					
	☐ 大会 大会名()					
地 区	☐ 国 見 ☐ 武 蔵					
利 用 施設名	☐ 体育館 (☐ 全 面 ☐ 側 ☐ 側)					
	☐ 会議室					
	☐ 艇 庫 (使用艇数： 艇)					
利用年月日(曜日)	利 用 時 間			利用人数	照明利用	備 考
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
月 日()	時 分～ 時 分			人	全面・片面	
受 付				登 録		

様式第2号(第7条関係)

B&G海洋センター利用許可書

年 月 日

様

国東市教育委員会



国東市 B&G海洋センターの利用について、次のとおり許可します。

		No.	
利用団体名		責任者	(電話) ⑩)
利用日時	年 月 日 時 分から (延 時間 分) 年 月 日 時 分まで		
利用目的		利用人数	人
利用施設等			
使用料	無 料 ・ 有 料	¥ _____ 円	
備 考			
注 意 事 項	・ 利用後の清掃、後片付けは必ず行うこと。 ・ 火気に注意すること。		

様式第3号(第8条関係)

B&G海洋センター使用料減免承認申請書

年 月 日

国東市長 様

住所(団体名)
申請者 氏名(代表者) 印
電話

次のとおり、国東市B&G海洋センター条例第10条の規定により、使用料の減額・免除を申請します。

利 用 目 的		
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利 用 施 設		
利 用 人 数		
使 用 料	規定使用料	減額・免除後の使用料
決 定 区 分	☐ 許可する ☐ 許可しない	
許 可 年 月 日	年 月 日	

様式第4号(第8条関係)

B&G海洋センター使用料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長 印

年 月 日付けで申請がありましたB&G海洋センターの使用料の減額・免除について、次のとおり減額・免除します。

利 用 目 的		
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利 用 施 設		
利 用 人 数		
使 用 料	金 額	算 出 基 礎
減額・免除の額	円	
差 引 納 付 額	円	
納 付 日	年 月 日	

様式第5号(第9条関係)

B&G海洋センター使用料還付申請書

年 月 日

国東市長 様

住所(団体名)
申請者 氏名(代表者) 印
電話

次のとおり、国東市 B&G海洋センターの使用料の還付を申請します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
利 用 を 取 り や め た 施 設	
理 由	
既 納 の 使 用 料	円
還 付 申 請 額	円
還 付 金 額	円
備 考	

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)